



羽島市教育支援センター

こだま

個別対応教室



羽島市こどもサポートルーム「こだま」の運営について

1 運営の基本方針

不登校及び不登校傾向の児童生徒を対象に、個人活動を通して個に応じた段階的な相談活動を行い、社会的自立に向けた支援の場とする。

- 基本的な生活習慣の改善と確立への支援を行う。
- 人間関係づくり(集団生活への適応、社会性や協調性)への支援を行う。
- 自主性を尊重した活動により達成感をもたせ、自己肯定感や自己存在感を育む支援を行う。
- 学習の場の保障をする。
- 児童生徒、保護者の相談業務を行う。



2 活動内容と活動日

(1)活動の内容

基本的に1人と相談員で活動します。オンラインで自宅からも可能です。常に職員が支援できる体制を整えています。

【内容】制作活動、コミュニケーションゲーム、学習、オンラインでの交流や学習、スポーツ活動、相談等

※ スポーツ活動は、遊びを通じた軽い全身運動を行います。



(2)活動日

	月	火	水	木	金
Aタイム 09:45～10:30	支援会議	個別①	個別①	個別①	個別①
Bタイム 10:45～11:30		個別②	個別②	個別②	個別②
Cタイム 13:00～13:30	保護者 相談日	個別③	個別③	個別③	個別③
Dタイム 13:45～14:15		個別④	個別④	個別④	個別④
E タイム 14:30～15:00		個別⑤	個別⑤	個別⑤	個別⑤

※個別対応には、相談体験活動も含みます。

※福祉ふれあい会館4階の児童館内にある体育館でスポーツ活動をすることもあります。

<通室までの過程>

- ① 通室を希望する児童生徒は、3～5回の体験をする。
- ② 体験後に学校にてケース会（こだま通室の相談会）を開き、学校関係者、教育支援センター職員、教育相談員等(必要に応じて在籍校のスクールカウンセラー)が通室について相談する。
- ③ 通室が適当であると認めた場合、学校から保護者に通室申請書を渡す。
- ④ 保護者は通室申請書を校長へ提出する。校長は、通室申請書を教育支援センターへ提出する。
- ⑤ 教育支援センターは通室許可書を発行する。通室許可書は、校長から家庭へ通知する。

<通室対象児童生徒>

- ① 羽島市内在住もしくは羽島市立学校在籍の児童生徒
- ② 本人と保護者が通室を希望する児童生徒
- ③ 通室に関わる相談会で羽島市こどもサポートルーム「こだま」に通室した方が望ましいと判断され、在籍校長が「通室が必要である」と判断した児童生徒
- ④ 心理的・情緒的原因により、不登校および不登校傾向にある児童生徒
※ただし、医療機関やカウンセリング機関の打診により、精神的な疾患が認められる、または傾向の見られる児童生徒は、要相談。

<通室への約束事>

- 活動する内容や、通室する曜日、時間については、保護者、職員と相談したうえで決定すること。
- 通室は保護者の責任で児童生徒の送迎を行う。(自転車は要相談。ヘルメット着用。)
- 通室後の活動場所の移動、在籍学校への登校などは保護者の責任で行うこと。
- 服装は制服でなくてもよいが、人に出会うことを考えた身なりで通室すること。
- 活動中に体調が悪くなった場合は、すぐに職員に知らせること。
- 通室ができなくなった場合は、保護者からこだまに連絡をし、欠席する旨を伝えること。

<活動への約束事>

- 個別教室に参加する場合は、自分で活動する内容を決め、必要な道具を持参すること。活動する内容が決められない場合は、職員と相談し決めること。
- すべての活動において、ルールを理解し、正しく活動を行うこと。
- 創作活動や体験活動を実施する場合、経費は自己負担とする。

<連絡先>

こだま教室 羽島市福寿町浅平3丁目25番地 福祉ふれあい会館2階

TEL 070-8802-2636 (9:30~15:30)

羽島市教育支援センター TEL 058-393-4616(8:45~16:45)

HP <https://www.city.hashima.lg.jp/1124.html> (羽島市公式ホームページ内)

※メールでのお問い合わせは、ホームページ内に記載されております。